那覇市公報

第１７０６号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇規　　則◇

○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）……1177

○那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）……1178

○那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則（人事課）……1180

○那覇市印鑑の登録、証明等に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（ハイサイ市民課）……1184

○那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）……1186

◇告　　示◇

○平成29年（2017年）12月那覇市議会定例会の招集について（総務課）……1206

○那覇広域都市計画用途地域の変更について（都市計画課）……1206

○建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路の指定及び廃止について（建築指導課）……1207

○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）……1208

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）……1208

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）……1209

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）……………………………………………… 1210

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について（保護管理課）……………………………………………… 1211

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）……………………………………………… 1211

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）……………………………………………… 1212

◇公　　　告◇

○制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（公園管理課）……… 1213

○制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（公園管理課）……… 1217

◇監査委員公表◇

○平成29年度前期定期監査の結果について（公表）…………………… 1222

規　　則

那覇市規則第27号
平成29年12月１日
公　　布　　済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（昭和47年那覇市規則第20号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表第2（第15条、第21条の2、第23条、第25条関係）
<table>
<tr><th>号</th><th>休暇を受ける場合</th><th>期間</th></tr>
<tr><td colspan="3">1～13　［略］</td></tr>
<tr><td>14</td><td>職員が子に予防接種法（昭和23年法律第68号）又は結核予防法（昭和26年法律第96号）に定める予防接種を受けさせる場合で、付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">15～23　［略］</td></tr>
</table>
備考　［略］</td><td>別表第2（第15条、第21条の2、第23条、第25条関係）
<table>
<tr><th>号</th><th>休暇を受ける場合</th><th>期間</th></tr>
<tr><td colspan="3">1～13　［略］</td></tr>
<tr><td>14</td><td>職員が子（配偶者の子を含む。）に予防接種法（昭和23年法律第68号）に定める予防接種を受けさせる場合で、付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">15～23　［略］</td></tr>
</table>
備考　［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</td></tr>
</table>

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第28号
平成29年12月１日
公　　布　　済

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和48年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(日常生活上必要な行為) 第2条の5　条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。 (1)　［略］ (2)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為 (3)～(4)　［略］ (5)　負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。) ア～イ　［略］	(日常生活上必要な行為) 第2条の5　［略］ (1)　［略］ (2)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為 (3)～(4)　［略］ (5)　負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者(イに掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。)の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。) ア～イ　［略］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日から適用する。

（経過措置）

2　改正後の第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

那覇市規則第29号

平成29年12月１日

公　　布　　済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任用の基準)	(任用の基準)
第2条　臨時職員は、次の各号に掲げる規定による任用の区分(第6条及び第15条において「任用区分」という。)に応じ、当該各号に定める場合に任用することができる。	第2条　臨時職員は、次の各号に掲げる規定による任用の区分に応じ、当該各号に定める場合に任用することができる。
(1)　前条第1号に掲げる規定	(1)　［略］
ア　［略］	ア　［略］
イ　定数職員が、継続して1月以上の期間、勤務時間規則第22条第1項の介護休暇を取得する場合	イ　定数職員が、継続して1月以上の期間、勤務時間規則第22条の2第1項の介護休暇(1日を単位とするものに限る。)を取得する場合
ウ～カ　［略］	ウ～カ　［略］
(2)～(3)　［略］	(2)～(3)　［略］
(任用候補者名簿)	(任用候補者名簿)
第3条　［略］	第3条　［略］
2～3　［略］	2～3　［略］
4　第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる臨時職員については、当該各号に定める者が臨時職員任用候補者名簿を作成するものとする。	4　［略］
(1)　保育所又は療育センターで勤務する臨時職員　こどもみらい課長	(1)　保育所又は療育センターで勤務する臨時職員(市長が必要があると認める臨時職員を除く。)　こどもみらい課長
	(2)　認定こども園で勤務する臨時職員　こども政策課長
(2)　［略］	(3)　［略］
5　［略］	5　［略］
(任用手続)	(任用手続)
第4条　課の長(以下「所属長」という。)は、臨時職員を任用しようとするときは、	第4条　課の長(以下「所属長」という。)は、臨時職員を任用しようとするときは、

任用予定日の10日前までに臨時職員任用申請書を人事課長(保育所にあってはこどもみらい課長)に提出しなければならない。	任用予定日の10日前までに臨時職員任用申請書を人事課長(前条第4項第1号及び第2号に掲げる臨時職員については、それぞれ当該各号に定める者)に提出しなければならない。
2　［略］	2　［略］
(任用の制限)	(任用の制限)
第6条　第2条の規定による任用は、任用区分ごとに通算して1年を超えて行うことができない。	第6条　第1条第1号に掲げる規定による任用は、通算して1年を超えて行わないものとする。
2　前項の規定により通算する任用の期間には、退職の日から同一の任用区分により新たに任用する日までの期間(当該任用区分と異なる任用区分による任用の期間を除く。)が1年以上ある場合における当該退職の日以前の任用期間を含まないものとする。	2　前項の規定により通算する任用の期間には、退職の日から第1条第1号に掲げる規定により新たに任用する日までの期間(同条第2号及び第3号に掲げる規定による任用の期間を除く。)が1年以上ある場合における当該退職の日以前の任用期間を含まないものとする。
3　［略］	3　［略］
(勤務時間等)	(勤務時間等)
第14条　［略］	第14条　［略］
2　次に掲げる日は、勤務を要しない日とする。	2　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)第7条第1項の休日	(2)　那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。第16条第5号及び第8号において「勤務時間条例」という。)第7条第1項の休日
3～4　［略］	3～4　［略］
(年次有給休暇)	(年次有給休暇)
第15条　臨時職員は、次の表に掲げる継続する任用期間(第2条の規定による任用(任用区分を問わない。)の初日を起算日として継続する1年を上限とする期間をいう。)に応じ、同表に定める日数の年次有給休暇(1日を単位とする。ただし、業務に支障がないと認められるときは、1時間を単位とすることができる。)を受けることができる。	第15条　臨時職員は、次の表に掲げる継続する任用期間(第1条各号に掲げる規定による任用(同条各号に掲げる規定による任用の区分を問わない。)の初日を起算日として継続する1年を上限とする期間をいう。)に応じ、同表に定める日数の年次有給休暇(1日を単位とする。ただし、業務に支障がないと認められるときは、1時間を単位とすることができる。)を受け

	ることができる。
［表　略］	［表　略］
2　［略］	2　［略］
（年次有給休暇以外の休暇）	（年次有給休暇以外の休暇）
第16条　臨時職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の休暇を受けることができる。	第16条　［略］
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
(5)　中学校就学の始期に達するまでの子（那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第6条の2第1項の子をいう。以下この号において同じ。）を養育する臨時職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）を行う場合　1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、市長が別に定める期間	(5)　中学校就学の始期に達するまでの子（勤務時間条例第6条の2第1項の子及び配偶者の子をいう。）を養育する臨時職員が、看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話を行うことをいう。）を行う場合　1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、市長が別に定める期間
(6)　労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項若しくは第2項又は第67条第1項の規定に該当する場合　それぞれに規定する期間又は時間	(6)　労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定に該当する場合　それぞれに規定する期間
(7)　［略］	(7)　［略］
	(8)　生後1年に達しない子（勤務時間条例第6条の2第1項の子をいう。）を育てる臨時職員が、当該子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　1日2回以内でそれぞれ30分以内の期間
2　前項第6号又は第7号の規定により休暇を受けた期間については、第12条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務時間1時間当たりの給料額を減額する。	2　前項第6号から第8号までの規定により休暇を受けた期間については、第12条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務時間1時間当たりの給料額を減額する。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改

める。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市規則第30号
平成29年12月１日
公　　布　　済

那覇市印鑑の登録、証明等に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市印鑑の登録、証明等に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

那覇市印鑑の登録、証明等に関する文書の様式を定める規則（平成8年那覇市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［第4号様式　別記］	［第4号様式　別記］
備考　改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の様式（以下「改正後様式」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に改正前の様式により使用されている印鑑登録証は、改正後の様式によるものとみなす。

［改正前　別記］

第4号様式

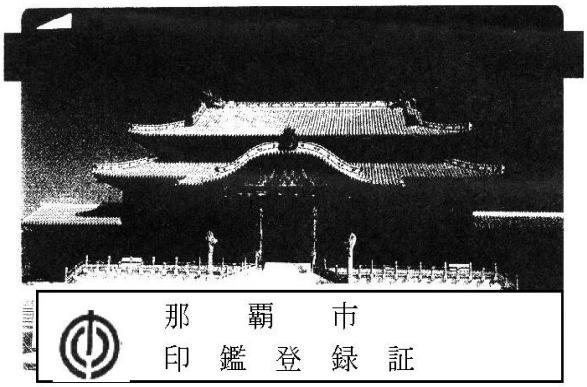

［改正後　別記］

第4号様式

那覇市規則第31号
平成29年12月１日
公　　布　　済

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則（平成14年那覇市規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（様式） 第21条　別表の右欄に掲げる規定に基づく中欄の文書は、同表の左欄に掲げる様式によるものとする。 （委任） 第22条　［略］ ［別表　別記］ ［第1号様式～第18号様式　別記］	（様式） 第21条　省令及びこの規則の規定による文書の様式は、市長が定める。 （補則） 第22条　［略］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。
3　改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付　則
この規則は、公布の日から施行する。

［改正前　別記］
別表(第21条関係)

様式	文書名	根拠条項
第1号様式	国民健康保険関係届	省令第3条第1項、第4条第1項、第4条の2、第9条、第10条、第10条の2、第11条及び第13条
第2号様式	国民健康保険遠隔地に修学する被保険者に関する届	省令第5条第1項
第3号様式	国民健康保険遠隔地被保険者証(被保険者資格証明書)交付申請書	第14条第1項
第4号様式	入所・入院中の被保険者の住所地特例(該当・非該当)届	省令第5条の2
第5号様式	介護保険適用除外(開始・終了・変更)届	省令第5条の4
第6号様式	国民健康保険被保険者証(被保険者資格証明書・高齢受給者証)再交付申請書	省令第7条第1項、第7条の3及び第7条の4第4項
第7号様式	国民健康保険療養の給付差額支給申請書	第15条
第8号様式	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書	省令第26条の3第1項及び第27条の14の4第1項
第9号様式	国民健康保険療養費支給申請書	省令第26条の5第2項及び第27条第1項
第10号様式	国民健康保険特別療養費支給申請書	省令第27条の5第1項
第11号様式	国民健康保険移送費支給申請書	省令第27条の11第1項
第12号様式	国民健康保険特例療養費支給申請書	省令第27条の12
第13号様式	国民健康保険高額療養費支給申請書	省令第27条の17第1項
第14号様式	国民健康保険特定疾病認定申請書	省令第27条の14第1項
第15号様式	国民健康保険出産育児一時金支給申請書	第18条
第16号様式	国民健康保険葬祭費支給申請書	第19条
第17号様式	第三者の行為による傷病届	省令第32条の6
第18号様式	過料決定書	第20条

［改正前　別記］

第1号様式（第21条関係）

国民健康保険関係届

No.

那覇市長　宛

※赤ワクの部分をボールペンで強く記入して下さい。

届出の日	年　月　日	届出人	印（続柄　）
現住所	那覇市　電話（　） 代理人の電話（　）		
住民票世帯主		国保世帯主	

	フリガナ 取得・喪失する人の氏名	生年月日	性別	国保主との続柄	喪 事由	喪 資格	国民健康保険 異動年月日	得・変 事由	得・変 資格
1		・　・	男・女				・　・		
2		・　・	男・女				・　・		
3		・　・	男・女				・　・		
4		・　・	男・女				・　・		
5		・　・	男・女				・　・		
6		・　・	男・女				・　・		
7		・　・	男・女				・　・		

届出事由	
1	資格得喪
2	資格訂正
3	世帯主変更
4	世帯合併
5	世帯間異動
6	世帯分離
7	その他

新保険証番号	
旧保険証番号	
世帯区分	1 全部　2 一部

手帳処理	
1 回収	3 更正
2 未回収	4 未更正

資格区分	
1 普主	6 遠(長)
2 遠主	7 ㊟員
3 擬主	8 社本
4 員	9 社扶
5 遠(短)	

取得事由	
01	出生
02	転入
03	社保離脱
04	生保廃止
05	その他取得
06	喪失取消
07	職権回復
08	組合離脱
09	擬主取得
10	マル学取得
11	転居
12	世帯分離
13	世帯合併
14	外登者加入

喪失事由	
41	死亡
42	転出
43	社保加入
44	生保開始
45	その他喪失
46	取得取消
47	職権削除
48	組合加入
49	擬主喪失
50	マル学喪失
51	転居
52	世帯分離
53	世帯合併
54	外登者喪失

変更事由	
21	同日喪失事由による主変更(員→主)
22	翌日喪失事由による主変更(員→主)
23	主変更(主→員)
24	主変更(員→主)
25	資格変更

確認事項	本人・被扶養者　得・喪　年　月　日　職場担当.TEL 本人・被扶養者　得・喪　年　月　日（　）
添付	保険者証(写)　・記録回答票　・証明書　・
説明	任意継続　・課税　・納付相談　・年度申告
確認	記号　番号　保番
国保課決裁欄	受付　作成　入力審査　入力

事業主証明欄

右の者は、当保険の資格を取得、喪失していることを証明します。

(健康)社会共済組合 保険	記号	番号
	保険者番号	

年　月　日

電話

所在地

名称

代表者　印

	氏名	資格取得年月日	資格喪失年月日
本人			
被扶養者			

事業主へ

この証明欄にご記入の際は、下記のことにご注意ください。

1　社会保険記号番号、事業所、所在地、事業主名をもれなくご記入の上、忘れずに捺印してください。

2　該当者の氏名（本人及び被扶養者）と、その得喪年月日をもれなくご記入ください。

なお、資格取得年月日は、社会保険の取得日、又は、会社採用年月日で、喪失日は、社会保険の離脱日、又は会社退職日の翌日です。

［改正前　別記］

第2号様式（第21条関係）

学

国民健康保険　遠隔地に修学する被保険者に関する届

（国民健康保険法第116条該当届）

<table>
<tr><td>届出日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>被保険者証
（資格証明書）
記号・番号</td><td colspan="3">那国
（資―那国）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国保
世帯主</td><td>氏名</td><td colspan="2">印</td><td>電話</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5">那覇市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">修学
する人</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年
月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>修学先
の住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">学校</td><td>名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">該当年月日</td><td colspan="5">（入学はいつですか）
年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">修学年限</td><td colspan="2">（何年制の学校ですか）
年制</td><td>在学年</td><td colspan="2">（現在何年生ですか）
年生</td></tr>
</table>

上記のとおり届け出ます。

那覇市長　　宛

※この届には、

・在学証明書又はこれに類する証明書（入学許可証、学生証、届出年度の学費納付済証明書等）

・被保険者証又は被保険者資格証明書

を添えて提出してください。

［改正前　別記］
第3号様式(第21条関係)

国民健康保険遠隔地(被保険者証・被保険者資格証明書)交付申請書　遠

<table>
<tr><td colspan="2">申請日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>被保険者証
(資格証明書)
記号・番号</td><td colspan="2">那国
(資―那国)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国　保
世帯主</td><td>氏名</td><td colspan="2">印</td><td>電 話</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5">那覇市</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">住所を離れる被保険者</td><td>氏　　名</td><td>性　別</td><td>生　年　月　日</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td></td><td>男・女</td><td>年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>男・女</td><td>年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>男・女</td><td>年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>男・女</td><td>年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>男・女</td><td>年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td>交付申請の理由</td><td colspan="4">1　長期の旅行のため　　どこへ
2　出稼ぎ又は仕事の都合のため　［　　］
3　病気治療のため
4　その他
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="5">住所を離れる期間　年　　月　　日から
年　　月　　日まで</td></tr>
</table>

上記のとおり被保険者証又は被保険者資格証明書を添えて申請します。
なお、交付申請の理由が終了したときは、速やかに被保険者証又は被保険者資格証明書を返還します。
那覇市長　　宛

［改正前　別記］

第4号様式(第21条関係)

入所・入院中の被保険者の住所地特例(該当・非該当)届

(国民健康保険法第116条の2　住所地主義の特例)

<table>
<tr><td>届出日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>被保険者証
記号・番号</td><td colspan="2">那国</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国保
世帯主</td><td>氏名</td><td>印</td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名</td><td>印</td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td><td>世帯主
との続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>対象となる
被保険者</td><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">入院又は入所中
の病院、施設等</td><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">適用年月日(法第116条の2)
又は住所変更した年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
</table>

上記のとおり被保険者証を添えて届け出ます。

那覇市長　　宛

<table>
<tr><td>新被保険者証
記号・番号</td><td>個人コード</td><td>受付番号</td><td rowspan="2">受付</td><td></td><td>保険税</td></tr>
<tr><td>那国</td><td></td><td>号</td><td></td><td></td></tr>
</table>

［改正前　別記］
第5号様式(第21条関係)

介護保険適用除外(開始・終了・変更)届
(介護保険法施行法第11条第1項に関する届)

<table>
<tr><td>届　出　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>被保険者証
記号・番号</td><td>那国</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">国　保
世　帯　主</td><td>氏　名</td><td>印</td><td>電　話</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3">那覇市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">届　出　人</td><td>氏　名</td><td></td><td>世　帯
主との
関　係</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td></td><td>電　話</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象となる
被保険者</td><td>氏　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">適　用　年　月　日</td><td colspan="4">年　　月　　日(開始・終了・変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">入所又は入院中の
施　設　名　称</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

上記のとおり介護保険適用除外の(開始・終了・変更)について届け出ます。

那覇市長　　宛

個人コード		施設コード		入　力 済
異　動　日	年　　月　　日	異動事由		No.

［改正前　別記］
第6号様式(第21条関係)

再交

国民健康保険(被保険者証・被保険者資格証明書・高齢受給者証)再交付申請書

申請日	年　月　日	被保険者証(資格証明書)記号・番号	那国 (資―那国)	電話	
国保世帯主	印	住所	那覇市		
※世帯主以外の人が申請する場合は、代理人欄にも記入してください。					
代理人	印	住所			
世帯主との続柄		電話			
申請の理由	1　紛失　盗難等	いつごろ　　どこで			
	2　汚　損	(注意)　1　「紛失・盗難等」についてはその内容を書いてください。 2　「汚損」のときは、汚損した被保険者証等を添えてください。			
再交付の申請をする(被保険者証・資格証明書・高齢受給者証)に記載されている人の名前					

	フリガナ 氏名	性別	生年月日		フリガナ 氏名	性別	生年月日
世帯主		男・女	・　・	6		男・女	・　・
2		男・女	・　・	7		男・女	・　・
3		男・女	・　・	8		男・女	・　・
4		男・女	・　・	9		男・女	・　・
5		男・女	・　・	10		男・女	・　・

上記のとおり申請します。

那覇市長　　宛

受付年月日	年　月　日	本人・代理人の確認	□　運転免許証 □　身元を証明(写真付) □　紛失・盗難届 □　その他 〔　　〕	確認受付	受付窓口
更新年月日	年　月　日			作成	ハイサイ市民課 □　本庁 □　真和志支所 □　首里支庁 □　小禄支所

［改正前　別記］
第7号様式(第21条関係)

国民健康保険療養の給付差額支給申請書

被保険者証記号・番号	那国	療養の給付を受けた被保険者氏名		世帯主との続柄	
年　月分	傷病名		診療実日数	月　日から 月　日まで	日間
保険医療機関の所在地及び名称					
保険医氏名					
差額支給申請の理由		備　考			
支給申請額	円				

上記のとおり、療養の給付差額費用に関する別紙証拠書類を添えて申請します。

年　月　日

那覇市長　　宛

国保世帯主　住　所

氏　名　　印

支給決定伺	医	歯	その他	年　月　日					
年　月分				課長		担当主査		担当	
支給金額	査定意見								
円	(費用額 − 減額) × $\frac{7}{10}$ = @								
	@ − 社会保険請求額 = 支給額								

［改正前　別記］

第8号様式(第21条関係)

国民健康保険限度額適用・標準負担減額認定申請書

申請日	年　月　日		被保険者証記号・番号	那国
国保世帯主	氏名	印	電話	
	住所	那覇市		
届出人	氏名		世帯主との続柄	
	住所	那覇市	電話	
認定対象者	氏名		生年月日	年　月　日
	世帯主との続柄		年齢	歳
	・一般　・退職(本人・被保険者)		長期入院(91日以上)	該当・非該当

国民健康保険一部負担金限度額の適用・食事療養標準負担額の減額の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

那覇市長　　宛

※ここから下は長期入院該当者のみ記入してください。　　入院日数(　　日間)

①	申請日の前1年間の入院日数	年　月　日　～　年　月　日(　日間)	
	入院をした保険医療機関等	名称	印
		所在地	
②	申請日の前1年間の入院日数	年　月　日　～　年　月　日(　日間)	
	入院をした保険医療機関等	名称	印
		所在地	

国民健康保険課記入欄	・一般　・高齢者	・新規	受付者		保険税
確認方法	領収証等　証明書添付　該当者リスト　給付記録	・継続			

［改正前　別記］
第9号様式(第21条関係)

国民健康保険療養費支給申請書

那覇市長　　宛　　年　月　日

国保世帯主
住　所
氏　名　　印
電話番号

届出人
住　所
氏　名
世帯主との続柄(　　)
電話番号

下記のとおり療養に要した費用の支給を申請します。

被保険者証記号・番号	那国		資格確認		入力確認		
療養を受けた被保険者氏名		生年月日	年　月　日生(　歳)				
療養を受けた病院等	名称		医師等の氏名				
	所在地						
療養期間	年　月　日から　年　月　日(　日間)						
発病又は負傷の年月日及び原因	年　月　日	原因					
傷病の経過							
療養の給付を受けることができなかった理由(具体的に)	1　緊急のため　2　旅行先で発病したため　3　補装具装着のため 4　その他(保険証を提示できなかった理由を下記に記載してください)						
振込先	銀行　支店 金庫　支所 農協　出張所	口座番号(右詰め)					
	支店番号	預金種別	普通預金	(フリガナ) 口座名義人			
傷病名は別紙添付書類のとおり							

1　補装具　2　療養費　3　その他(　　)			支給決定伺	支給決定額	円			
療養につき算定した額	(算定)費用額	円		支給年月日	年　月　日			
	一部負担金	円		課長		担当主査		担当
	保険者負担金	円						

［改正前　別記］

第10号様式(第21条関係)

国民健康保険特別療養費支給申請書

<table>
<tr><td colspan="2">申請日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>資格証明書
記号・番号</td><td colspan="2">資―那国</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国保
世帯主</td><td>氏名</td><td colspan="2">印</td><td>電　話</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5">那覇市</td></tr>
<tr><td colspan="2">療養を受けた被保険者の氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">療養を受けた病院等</td><td>名　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">療養期間</td><td colspan="5">年　月　日から　年　月　日　日まで　日間</td></tr>
<tr><td colspan="2">傷病名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">療養に要した費用</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">振込先
預金口座</td><td colspan="2" rowspan="3">銀行　支店
金庫　支所
農協　出張所</td><td>口座番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(フリガナ)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">口座名義人</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>支店番号</td><td></td><td>預金種別</td><td>普通預金</td></tr>
</table>

上記のとおり療養に要した費用の額に関する証拠書類を添えて申請します。

那覇市長　　宛

<table>
<tr><td rowspan="2">支給決定伺</td><td>支給決定額</td><td>円</td><td>課　長</td><td>担当主査</td><td>担　当</td></tr>
<tr><td>支給年月日</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

［改正前　別記］

第11号様式(第21条関係)

国民健康保険移送費支給申請書

申請日	年　月　日		被保険者証記号・番号	那国	
国保世帯主	氏名	印		電話	
	住所	那覇市			
移送を受けた被保険者氏名			生年月日及び性別	年　月　日　男・女	
傷病名			傷病の原因		
発病又は負傷の年月日	年　月　日		移送年月日	年　月　日	
移送に要した費用の額	円				
移送経路					
移送方法					
付添人(付添人がいる場合)	氏名				
	住所				
振込先預金口座	銀行　支店 金庫　支所 農協　出張所			口座番号	
	支店番号		預金種別	普通預金	(フリガナ) 口座名義人

上記のとおり別紙証拠書類を添えて申請します。

那覇市長　　宛

支給決定伺	支給決定額	円	課長	担当主査	担当
	支給年月日	年　月　日			

［改正前　別記］

第12号様式(第21条関係)

国民健康保険特例療養費支給申請書

年　　月　　日

那覇市長　　宛

国　保
世帯主　住　所　那覇市

氏　名　　印
電話番号(　　)　　―

届出人　住　所

氏　名
世帯主との続柄(　　)
電話番号(　　)　　―

下記のとおり特例療養費の支給を申請します。

被保険者証記号・番号	那国		資格確認		入力確認	
療養を受けた被保険者氏名		生年月日	年　　月　　日生(　　歳)			
療養期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日(　　日間)					
退職被保険者証を提示できなかった理由	1　年金証書が届いていなかった　2　制度の存在を知らなかった　3　その他(理由)					

振込先	銀行　支店 金庫　支所 農協　出張所			口座番号(右詰め)	
	支店番号		預金種別	普通預金	(フリガナ) 口座名義人

病院、診療所、薬局等の名称及び所在地は別紙添付書類のとおり

退職資格	届出日	年　　月　　日		該当日	年　　月　　日	
療養につき算定した額	(算定)費用額	円	支給決定伺	課長	担当主査	担当
	一部負担金	円				
	支給決定額	円				

［改正前　別記］

第13号様式（第21条関係）

被保番号　　国民健康保険　高額療養費　支給申請書

年　月診療分　　課税区分　　多数区分　該当　非該当

点区分	入外	受診者氏名	生年月日	療養取扱機関等及び所在地	費用額	一部負担金
			退一般		保険者負担金額	負担金額

負担額合計　　負担限度額　　高額申請済額　　今回高額療養費

那覇市長　　宛

上記のとおり申請します。

なお、高額療養費は右記の指定口座に振り込みください。

請求者（世帯主）　　年　　月　　日

住所

氏名　　印　国保世帯主

電話

指定口座

金融機関名

支店名

預金種類

口座名義

口座番号

世帯主以外の人が窓口に来た場合、記入してください。

住所

氏名

世帯主との続柄（　　）

国保課記入欄	保険証	1 持参 2 その他	通知書	1 持参 2 その他	領収証	1 領収証 2 支払証明書 3 電話 4 その他 （　　）	預金通帳	1 持参 2 その他	受付		税担当

［改正前　別記］

第14号様式(第21条関係)

国民健康保険特定疾病認定申請書

年　　月　　日

那覇市長　　宛

住　　所　那覇市

国　保
世帯主　氏　　名　　印

電話番号　(　　)　　―

住　　所　那覇市

届出人　氏　　名

世帯主との続柄(　　)

電話番号　(　　)　　―

下記のとおり申請します。

被保険者(認定対象者)	被保険者証記号・番号	那国		
	氏　　名			
	生年月日	年　　月　　日	世帯主との続柄	
疾病の名称	1　人工腎臓を実施している慢性腎不全 2　その他(　　)			

医師の意見欄	上記のとおり診療を受けていることに相違ありません。 年　　月　　日 病院等の名称 所　在　地 担当医師　　印

課長	担当主査	担当	処理欄	
			受付年月日	年　　月　　日
			交付年月日	年　　月　　日
			発効年月日	年　　月　　日

［改正前　別記］

第15号様式(第21条関係)

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

那覇市長　　宛

次のとおり被保険者証又は被保険者資格証明書を添えて申請します。

年　月　日

申請者（国保世帯主）	住所	那覇市				
	氏名	印　（忘れず記入してください） 電話　―				
届出人（申請者との関係）	住所					
	氏名	電話　―				
被保険者証（資格証明書）	記号・番号	那国 (資―那国)				
(ぶんべんしゃめい) 分娩者名		(分娩者の生年月日) 年　月　日		分娩の状態	(該当する番号に○をする) 1　出産 2　死産 (妊娠満　週)	
(ぶんべんび) 分娩日	年　月　日	(分娩者の資格取得日) 年　月　日				
出生児名			国保世帯主との続柄			

振込先口座記入欄			
金融機関名	銀行・信用金庫 農協・労働金庫		
支店名	支店 出張所	支店番号	
口座番号		預金種別	普通預金
(フリガナ) 口座名義人			

※　ご注意

・振込先に指定できるのは、国保世帯主、分娩者又は分娩者の夫の名義の口座に限られます。

(国保加入6箇月未満) □　資格確認済み	1　前住所地で国保 2　社保扶養 3　社保本人加入1年未満
窓口での産科医療補償制度登録証又は領収証等の提示	1　あり(写しを添付) 2　なし(□制度利用の確認済)

国民健康保険課		
G　長	担当主査	担　当
受付番号	資格チェック	入力チェック

［改正前　別記］
第16号様式(第21条関係)

国民健康保険葬祭費支給申請書

那覇市長　　宛

次のとおり被保険者証又は被保険者資格証明書を添えて申請します。

年　月　日

申請者（葬祭を行う者）	住所	那覇市
	氏名	印　(忘れず記入してください) 電話　—
届出人（申請者との関係）	住所	那覇市
	氏名	電話　—
被保険者証（資格証明書）	記号・番号	那国 (資—那国)

被保険者名（死亡者）		生年月日	年　月　日
死亡日	年　月　日	申請者との関係	
葬儀執行年月日	年　月　日	死亡原因	1　交通事故　2　その他

振込先口座記入欄			
金融機関名	銀行・信用金庫 農協・労働金庫		
支店名	支店 出張所	支店番号	
口座番号		預金種別	普通預金
(フリガナ) 口座名義人			

※　ご注意
・郵便局へは振り込みできません。
・振込先に指定できるのは、申請者名義の口座に限られます。
・葬祭費の額は　　円です。

受付窓口	担当主査	記録	作成	受付
ハイサイ市民課 ・本庁　・真和志支所 ・首里支所　・小禄支所				

国民健康保険課		
課長	担当主査	担当
受付番号	資格チェック	入力チエック

［改正前　別記］

第17号様式(第21条関係)

第三者の行為による傷病届

被保険者名(けがをした人)	フリガナ		被保険者証記号・番号	那国
	氏　　名		生年月日	年　　月　　日生
事故発生日時	年　　月　　日　午前・午後　　時　　分頃			
発生場所				
事故又は負傷時の状況				
治療の状況	医療機関名		現在治療中・治療完了(　　年　　月)	
警　察　届	届出済(人身事故・物件事故)・未　届		届出署　　警察署	

第三者(相手方)に関する事項

相手方	住所			
	氏名		男・女	年齢　　歳
	電話		職業	
自賠責保険	契約先			
	証明書番号			
任意保険	有・無			
	契約先			
	証券番号			

国民健康保険法施行規則第32条の6の規定により、上記のとおり届け出ます。

年　　月　　日

国保世帯主　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（世帯主との続柄　　）

那覇市長　　宛

［改正前　別記］
第18号様式(第21条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

那覇市長

過　料　決　定　書

下記のとおり、過料の処分を決定したので、通知します。

過料決定額	
理由	那覇市国民健康保険条例第　　条に該当

(教示)
1　審査請求
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。
2　処分の取消しの訴え
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
3　審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間
第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

告　　示

那覇市告示第 309 号
平成 29 年 11 月 22 日
掲　　示　　済

平成 29 年（2017 年）12 月那覇市議会定例会の招集について

平成 29 年（2017 年）12 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　招 集 の 日　　平成 29 年 12 月 1 日（金）
２　招集の場所　　那覇市議会議場

那覇市告示第 310 号
平成 29 年 11 月 24 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第２項の規定において準用する同法第 19 条第１項の規定により、那覇広域都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第２項の規定において準用する同法第 20 条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市
上記代表者　那覇市長　城間　幹子

１　都市計画の種類及び名称
　那覇広域都市計画用途地域
　（汀良翁長線沿道地区及び石嶺鳥堀線沿道地区）

２　都市計画を定める土地の区域
　　変更する部分　那覇市首里石嶺町２丁目、首里汀良町３丁目及び
　　首里鳥堀町４丁目　各地内

３　縦覧場所
　　那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本庁舎９階）

那覇市告示第 316 号
平成 29 年 11 月 27 日
掲　　示　　済

建築基準法第 42 条第１項第５号の規定による道路の指定及び廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第１項第５号の規定による道路を次のとおり指定及び廃止したので、公告する。
その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　指定及び廃止番号：第８号
２　指定及び廃止道路の種類：第 42 条第１項第５号の規定による道路
３　指定及び廃止の年月日：平成 29 年 11 月 27 日
４　指定道路の位置：那覇市字国場 1078 番８、1078 番 12
５　指定道路の延長及び幅員：延長 5.60m　幅員 4.60m
６　指定する転回広場面積：27.70 ㎡
７　廃止道路の位置：那覇市字国場 1078 番１、1078 番２
８　廃止道路の延長及び幅員：延長 5.00m　幅員 4.00m
９　廃止する転回広場面積：22.74 ㎡

那覇市告示第 332 号
平成 29 年 12 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第１項の規定に基づき平成 29 年 11 月 27 日付け次のように指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	東　理人	心臓血管外科	沖縄協同病院
2	城間　淳	脳神経外科	沖縄協同病院
3	永田　仁	外科	沖縄協同病院

那覇市告示第 333 号
平成 29 年 12 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第59条第１項の規定に基づき平成29年12月１日付け次のように指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類
はぴなす訪問看護ステーション 那覇小禄 那覇市田原１丁目 17 番１号	アゼル・イニシアティブ 株式会社 代表取締役　遠藤　靖博	育成医療・更生医療

那覇市告示第 334 号
平成 29 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開　設　者	指定年月日
所　在　地		
はぴなす訪問看護ステーション那覇小禄	アゼル・イニシアティブ株式会社	平成29年11月２日
那覇市田原１丁目 17 番１号		
知念医院	知念　正人	平成29年10月１日
那覇市樋川二丁目９番１号　リバーサイドかみはら 103		
ファミリークリニック小禄	國吉　賢	平成29年10月１日
那覇市小禄４丁目１番地９		
あらかき内科クリニック	新垣　紀子	平成29年11月６日
那覇市楚辺一丁目３番 64 号　２階		
ハートライン沖縄クリニック	吉澤　孝典	平成29年11月10日
那覇市前島三丁目 22 番 14 号　トーマス前島Ⅱ102		

那覇市告示第 335 号
平成 29 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開　設　者	廃止年月日
所　在　地		
相生薬局　首里平良店	株式会社　桜花 pharmacy	平成29年６月30日
那覇市首里平良町２丁目８番地		
知念医院	知念　正人	平成29年９月30日
那覇市樋川二丁目８番 33 号		
ファミリークリニック小禄	國吉　賢	平成29年10月１日
那覇市小禄５丁目 13 番地１　たかよしビル２階		

那覇市告示第 336 号
平成 29 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 51 条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり辞退の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開　設　者	辞退年月日
所　在　地		
なごみ泌尿器科クリニック	城間　和郎	平成 29 年 11 月 30 日
那覇市天久一丁目８番１号　コーポ社 201		

那覇市告示第 337 号
平成 29 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称 （廃止する事業の種類） 所　在　地	廃止年月日
麻布デンタルクリニック （居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導） 那覇市久茂地三丁目 15 番６号　幸マンション２階	平成 29 年９月 30 日
デイサービスセンターおもろ苑 （通所介護、介護予防通所介護、通所型サービス（みなし）） 那覇市安謝二丁目 31 番 15 号	平成 29 年７月 31 日

那覇市告示第 338 号
平成 29 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

施　術　者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
柳沢　光	はり・きゅう 柔 道 整 復	平成29年10月26日
よもぎはり灸整骨院	那覇市字大道128番地	
添盛　里奈	柔 道 整 復	平成29年11月７日
おもろまち整骨院　新都心店	那覇市上之屋一丁目18番12号 プラセール上之屋101	

公　　告

那覇市公告第 304 号
平成 29 年 9 月 15 日
掲　　示　　済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法第 234 条第１項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の６及び那覇市契約規則第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項

（１）業 務 名	平成 29 年度リュウキュウマツ害虫対策樹幹注入業務委託
（２）契約番号	－
（３）業　　種	造園工事業
（４）場　　所	那覇市内一円
（５）履行期間	着手の日から　　平成 30 年 2 月 23 日まで
（６）落札方式	価格競争落札方式

（7）概　　要	
① 目的	観光立県沖縄における観光振興の観点から、県花であるデイゴや県木であるリュウキュウマツを害虫から守るため、駆除及び予防対策として薬剤の樹幹注入を行う。
② 規模等	－
③ 構造形式	－
④ 工種	－
⑤ 主要資材	－
（8）予定価格	4,629,630 円(消費税抜き)
（9）最低制限価格	予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表。 ※詳しくは、「建設工事における最低制限価格の見直しについて」を参照。

２　入札参加資格要件　　※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

（1）	地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
（2）	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
（3）	開札日において造園の有効な経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）を受けている者であること。
（4）	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
（5）	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 （公告日の３か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（4）に該当するものを除く。）
（6）	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。（下請業者も同様とする。）
（7）	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第６条に規定する資格者名簿に造園工事業者として登録されている者であること。
（8）	開札日を基準日とし過去１年間に、那覇市工事成績評定要領第８に規定する工事成績評定通知で、造園工事の評定点が 60 点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、（8）の入札参加資格を満たしているものとする。

（９）	平成29・30年度の造園の格付が、Ｃ等級（ランク）の者であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「平成29・30年度 登録業者一覧」でご確認ください。
(10)	①現場代理人は、常駐で配置できること。 ②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。 ・１級造園施工管理技士　　・２級造園施工管理技士 ③現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。 ④現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に３か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
(11)	開札日において造園工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
(12)	那覇市に本店が有る者であること。

３　落札制限　　※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

（１）　開札日前30日以内に、那覇市公園管理課で執行する業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
（２）　複数の案件で落札候補者等になった場合には、落札件数は１件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される(落札案件を選ぶことはできない。)。
（３）　那覇市法制契約課を通して行う建設工事等について、本案件は落札制限を受けない。
（４）　那覇市公園管理課を通して行う随意契約の方法により契約を締結したものについて、本案件は落札制限を受けない。
（５）　他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後６か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
（６）　新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後６か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

４　一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確審査申請書（以下、「資格審査申請書」という。）を持参により提出しなければならない。
なお、提出期間に資格審査申請書（第１号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

提出期間及び方法	提出期間：平成29年９月19日（火）９時　～ 平成29年９月26日（火）17時 提出方法：公園管理課まで持参すること。

5　質問、回答

質問期間及び方法	質問期間：平成29年９月19日（火）９時　～ 平成29年９月22日（金）　17時 質問方法：「質問書」をFAXで提出すること。 （質問がない場合は不要） ●提出先：公園管理課　　親泊　太一　　FAX：951-3206
回答期限及び方法	回答期限：平成29年９月26日（火）　17時 回答方法：那覇市公園管理課ホームページに掲載する。

6　入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時：平成29年10月２日（月）　10時 入札方法：紙（入札書）による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札・開札場所	那覇市役所本庁　８階　801会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

7　資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

提出期限	平成29年10月５日（木）　12時
提出方法	公園管理課まで持参すること。
提出書類	（１）資格審査書類（第５号様式）
	（２）誓約書（別記様式１）
	（３）最新の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）の写し
	（４）建設業許可証明書又は建設業の許可について（通知）の写し
	（５）配置予定技術者

8　入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。
落札者決定予定日　　平成29年10月10日（火）　頃
※心得　第９、10、11、12条参照。

9　入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前　金　払	適用する。

部　分　払	適用しない。

10　誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年４月１日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身（自社）は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該１次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。
※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。
※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」（元請用）を公園管理課へ提出しなければならない。

11　その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の２時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市公園管理課ホームページで掲載する。

12　問合せ先

この公告・入札･開札･契約・設計図書の内容に関すること
那覇市役所　建設管理部　公園管理課　　担当者　：親泊　太一
TEL：951-3239　　FAX：951-3206

那覇市公告第455号
平成29年11月28日
掲　　示　　済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法第234条第１項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の６及び那覇市契約規則第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項

（1）業 務 名	平成 29 年度与儀公園樹木剪定業務
（2）契約番号	-
（3）業　　種	造園工事業
（4）場　　所	那覇市寄宮１丁目（与儀公園地内）
（5）履行期間	着手の日から　　平成 30 年３月 16 日まで
（6）落札方式	価格競争落札方式
（7）概　　要	公園内樹木の育成状況を調査し美化計画を行った結果に基づき植栽剪定、間引き伐採を行う。
① 目的	亜熱帯庭園都市である那覇市内都市公園の植栽剪定を行い、那覇市の観光都市としての美観形成に寄与することを目的とする。
② 規模等	―
③ 構造形式	―
④ 工種	―
⑤ 主要資材	―
（8）予定価格	20,270,000 円(消費税抜き)
（9）最低制限価格	予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表。 ※詳しくは、「建設工事における最低制限価格の見直しについて」を参照。

２　入札参加資格要件　※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

（1）	地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
（2）	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
（3）	開札日において造園の有効な経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）を受けている者であること。
（4）	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
（5）	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 （公告日の３か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（4）に該当するものを除く。）

（６）	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。（下請業者も同様とする。）
（７）	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第６条に規定する資格者名簿に造園工事業者として登録されている者であること。
（８）	開札日を基準日とし過去１年間に、那覇市工事成績評定要領第８に規定する工事成績評定通知で、造園工事の評定点が 60 点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、（８）の入札参加資格を満たしているものとする。
（９）	平成 29・30 年度の造園の格付が、Ｂ等級（ランク）の者であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「平成 29・30 年度 登録業者一覧」でご確認ください。
(10)	①現場代理人は、常駐で配置できること。 ②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。 ・１級造園施工管理技士　　・２級造園施工管理技士 ③現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。 ④現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に３か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
(11)	開札日において造園工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
(12)	那覇市に本店が有る者であること。

３　落札制限　　※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

（１）　開札日前 30 日以内に、那覇市公園管理課で執行する業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。

（２）　複数の案件で落札候補者等になった場合には、落札件数は１件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される(落札案件を選ぶことはできない。)。

（３）　那覇市法制契約課を通して行う建設工事等について、本案件は落札制限を受けない。

（４）　那覇市公園管理課を通して行う随意契約の方法により契約を締結したものについて、本案件は落札制限を受けない。

（５）　他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後６か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

（６）　新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後６か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

４　一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確審査申請書（以下、「資格審査申請書」という。）を持参により提出しなければならない。 なお、提出期間に資格審査申請書（第１号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。	
提出期間及び方法	提出期間：平成29年11月29日（水）９時　～ 平成29年12月６日（水）　17時 提出方法：公園管理課まで持参すること。

５　質問、回答

質問期間及び方法	質問期間：平成29年11月29日(水)　９時　～ 平成29年12月４日(月)　17時 質問方法：「質問書」をFAXで提出すること。 （質問がない場合は不要） ●提出先：公園管理課　　金城　雅友　　FAX：951-3206
回答期限及び方法	回答期限：平成29年12月６日(水)　17時 回答方法：那覇市公園管理課ホームページに掲載する。

６　入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時：平成29年12月12日(火)　10時 入札方法：紙（入札書）による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札・開札場所	那覇市役所本庁　９階　901会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

７　資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

提出期限	平成29年12月15日(金)　12時
提出方法	公園管理課まで持参すること。
提出書類	（１）資格審査書類（第５号様式）
	（２）誓約書（別記様式１）
	（３）最新の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）の写し
	（４）建設業許可証明書又は建設業の許可について（通知）の写し
	（５）配置予定技術者

８　入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。
落札者決定予定日　　平成 29 年 12 月 18 日（月）　頃
※心得　第９、10、11、12 条参照。

９　入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前　金　払	適用する。
部　分　払	適用しない。

10　誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成 24 年４月１日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身（自社）は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該１次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。
※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。
※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」（元請用）を公園管理課へ提出しなければならない。

11　その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の２時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市公園管理課ホームページで掲載する。

12　問合せ先

この公告・入札･開札･契約・設計図書の内容に関すること
那覇市役所　建設管理部　公園管理課　　担当者　：金城　雅友
TEL：951-3239　　FAX：951-3206

監査委員公表

那監公表第４号
平成29年12月15日

那覇市監査委員　新城和範
同　宮里善博
同　糸数昌洋
同　古堅茂治

平成29年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第４項に基づき実施した平成29年度前期定期監査の結果を同条第９項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年度前期定期監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第 199 条第４項による同条第１項並びに那覇市監査委員監査基準第４条第１項第１号及び同条第２項に規定する財務事務の執行に関する定期監査

第２　監査の対象

１　対象範囲

平成 28 年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務（必要と認めたものの現年度及び過年度を含む。）

２　対象部署

(1) 経済観光部
　商工農水課、なはまちなか振興課、観光課
(2) 環境部
　環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境保全課、環境衛生課
(3) 教育委員会　生涯学習部
　総務課、生涯学習課、市民スポーツ課、施設課、公民館、図書館
(4) 教育委員会　学校教育部
　学校教育課、教育相談課、学務課、学校給食課、教育研究所
(5) 選挙管理委員会
　選挙管理委員会事務局

第３　監査の期間　平成 29 年８月９日から平成 29 年 11 月 29 日まで

第４　監査の重点事項及び主な着眼点

１　重点事項

(1) 対象
　業務委託料（13 節 01 細節）の執行状況。ただし、40 万円以下は除いた。
(2) 選定理由
　過年度において、刊行物が未刊行にもかかわらず代金が支払われた不適正な事例があったことから、履行確認、支出時期等について監査した。

２　監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第 22 条別項「第１財務事務監査の着眼点」に基づき、主として以下の事項とした。

(1) 予算の執行及び事務処理
ア　予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
イ　事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 収入事務
ア　調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
イ　収入の消込誤り、漏れ及び遅延しているものはないか。
ウ　収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
(3) 支出事務
ア　違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
イ　委託料の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
ウ　請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。
エ　補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
(4) 契約事務
ア　一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か。
イ　随意契約による場合、その理由は適正か。
ウ　契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
エ　監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。
(5) 財産管理事務
ア　財産の取得及び処分の手続きは適正か。違法又は不当なものはないか。
イ　財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
ウ　貸付(使用許可)の理由は適切か。
エ　物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
オ　基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積立てられ、確実、効率的に運用されているか。

第５　監査の主な実施内容

監査対象部署に関係書類を求め、書類審査及び事務局職員による予備監査を行い、その後、監査委員によるヒアリングを行った。

なお、指摘事項等について対象部署からの弁明、見解等を聴取した結果、申し出はなかった。

第６　監査の実施場所及び主な日程

１　実施場所

対象部署及び監査会議室（本庁舎12階）

２　主な日程

(1) 実施通知日：８月９日(水)
(2) 予 備 監 査：９月 28 日(木)～10 月 17 日(火)
(3) 監査委員ヒアリング：10 月 30 日（月）、11 月１日（水）～２日(木)
(4) 弁明、見解等の聴取：11 月 22 日(水)～29 日（水）

第７　監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があった。

１　重点事項

重点事項の対象である業務委託料(契約金額40万円以下を除く)を執行している部署は、監査対象20部署のうち18部署251件あり、そのうち６部署17件において不適切な事務処理があった。

(1) 履行確認について

那覇市契約規則第 50 条第２項は「検査員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認のため、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容、数量等について検査するものとする。」、また、同規則第 52 条は「検査員は、特別の理由があるときを除き、監督員の職務を兼ねることができない。」と規定している。

ア　同規則第 50 条第２項関係(４部署４件)

(ｱ) 検査日が不適切なもの

前月分の検査調書が翌月の業務終了後に作成されていた。

(ｲ) 仕様書に示されている報告書がないもの

保守業務において完了した報告書がないものがあった。

(ｳ) 検査調書が不適切なもの

検査調書に検査員の押印はあるものの氏名の記載がなかったものが１件、契約金額が 40 万円を超えているにもかかわらず検査調書が作成されていなかったものが１件あった。

イ　同規則第 52 条関係（１部署２件）

特別な理由がないにもかかわらず、監督員と検査員を兼職していた。

(2) 支出の時期について

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第６条は、対価の支払の時期は、給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日以内の日としなければならない旨、また、同法第 10 条では、書面により対価の支払いの時期を明らかにしないときは 15 日以内の日と定めたものとみなす旨、規定している（同法第 14 条で地方公共団体に準用）。

ア　同法第６条関係（１部署１件）

支払い期限が請求の日から 30 日以内としている契約において、35 日後に支払っていたものがあった。

イ　同法第 10 条関係（１部署 10 件）

支払時期を定めていない契約において、15 日を越えて支払っていたものがあった。

業務委託における支払、履行確認に当たっては、関係条項に基づき適切な事務処理に当たられたい。

2　指摘事項等

各課の指摘事項等については、次のとおりである。

指摘事項等の件数（部局・課別）　（単位：件）

区　分（＊注） 部局・課名	指摘事項等の件数				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
経済観光部	－	1	－	－	1
商工農水課	－	－	－	－	－
なはまちなか振興課	－	1	－	－	1
観光課	－	－	－	－	－
環境部	－	1	－	1	2
環境政策課	－	1	－	－	1
廃棄物対策課	－	－	－	－	－
クリーン推進課	－	－	－	1	1
環境保全課	－	－	－	－	－
環境衛生課	－	－	－	－	－
教育委員会生涯学習部	－	2	1	－	3
総務課	－	－	－	－	－
生涯学習課	－	－	1	－	1
市民スポーツ課	－	2	－	－	2
施設課	－	－	－	－	－
公民館	－	－	－	－	－
図書館	－	－	－	－	－
教育委員会学校教育部	-	－	－	1	1
学校教育課	－	－	－	1	1
教育相談課	－	－	－	－	－
学務課	－	－	－	－	－
学校給食課	－	－	－	－	－
教育研究所	－	－	－	－	－
選挙管理委員会	－	－	－	－	－
選挙管理委員会事務局	－	－	－	－	－
合　　計	－	4	1	2	7

（＊注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

(1)指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

(2)是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3)注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4)要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

経済観光部

○なはまちなか振興課

那覇市頑張るマチグヮー支援基金について（是正事項）

那覇市頑張るマチグヮー支援基金条例第４条は「基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。」と規定している。

これに基づき、平成28年度の基金の運用から生じる収益を27,000円と見積もり、当初予算に歳入歳出それぞれ27,000円を計上した。その後、定期預金による基金運用収入（利子）が130,436円見込まれることとなったが、当初予算との差額103,436円については、補正予算への計上を怠り、基金に積み立てられていない。

基金の運用に当たっては、当該条例を遵守し適正な事務処理を行われたい。

環境部

○環境政策課

環境保全・創造基金及び一般廃棄物処理施設建設等基金について（是正事項）

環境保全・創造基金条例第４条及び一般廃棄物処理施設建設等基金条例第４条は「基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。」と規定している。

しかし、当該運用収入を補正予算への計上を怠る不適切な事務処理により、環境保全・創造基金は運用収入(利子)13,765円に対し、当初予算3,000円を積み立てたものの、10,765円は積み立てていない。同じく一般廃棄物処理施設等基金は運用収入(利子)1,208円に対し、当初予算1,000円を積み立て、208円は積み立てていない。

基金の運用に当たっては、関係条例を遵守し適正な事務処理を行われたい。

○クリーン推進課

収入印紙の貼付について（要望事項）

印紙税法第２条は「別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。」と定めている。

一般家庭ごみ収集運搬業務委託契約、地域清掃ごみ収集運搬業務委託契約及びスプリング入りマットレス・ソファー回収に係る運搬費用の各業務委託契約において契約書への収入印紙の貼付がなされていない。所管課は、当該収入印紙の貼付について当該業務委託契約は請負契約ではなく、貼付の必要のない委任･準委任契約であるとの見解を示している。

しかしながら、当該業務委託契約については、請負契約と解釈する余地もあると思料されるため、収入印紙の貼付の必要性について専門的見地からの確認を検討されたい。

生涯学習部

○生涯学習課

資金前渡における精算の遅れについて（注意事項）

資金前渡の精算について、那覇市会計規則第57条第１項第３号は、支払いが終了した日から７日以内に行う旨、定めている。

沖縄県社会教育指導員連絡協議会総会出席に伴う公用車２台の高速道路使用料の支払いのため受領した前渡金については約５か月後に、また、同協議会研修会の参加負担金の支払いのため受領した前渡金については約１か月後に精算を行っている。

資金前渡の精算事務に当たっては、当該規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

○市民スポーツ課

(1) 建物総合損害共済災害共済金に係る歳入の調定の遅れについて（是正事項）

那覇市会計規則第20条第１項は、歳入を徴収しようとするときは直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨規定している。

平成26年７月の台風８号により、奥武山体育施設内の消防防災監視システムに断線が生じた。これを社団法人全国市有物件災害共済会に報告したものの、その後災害共済金請求の事務を怠ったため、平成29年１月９日、当該共済会から災害共済金請求の確認の連絡を受けて調定し、平成28年度に教育費雑入として収入している。

歳入の調定事務に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(2) 監査指摘事項等への措置を怠ったことについて（是正事項）

那覇市個人情報保護条例施行規則第17条は、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他７項目の条件を付するものと規定している。

那覇市健康ウォーキング推進事業業務委託契約は、平成27年度前期定期監査において、その条件が付されていなかったため注意事項として指摘された。その措置（状況）として、「今後は、那覇市個人情報保護条例施行規則に基づき、適切に契約締結を行う」旨を報告し、監査委員がこれを公表したにもかかわらず、平成28年度及び平成29年度においても同様に誤った事務処理を行っている。

事務事業の執行に当たっては、関係規則等を遵守し適正な事務処理を行われたい。

学校教育部

○学校教育課

室内化学物質濃度測定業務及びダニ又はダニアレルゲン検査業務（小・中学校）について（要望事項）

学校保健安全法第６条第２項は「学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。」と規定している。また、同条第３項は「校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と規定している。

当該基準に基づき実施した室内化学物質濃度測定業務では、測定対象の小学校 12 校中３校（中学校６校不適合なし。）、ダニ又はダニアレルゲン検査業務では、小学校 36 校中２校、中学校 17 校中２校が不適合となっているが、当該学校に対し是正措置等の報告を求めていない。

不適合があった学校に対しては、同法第６条の主旨に鑑み、是正措置等について報告を求め、より一層学校の環境の維持・改善に努められたい。

第８　各課の予算執行状況等

各課の予算執行状況等については、以下のとおりである。

○商工農水課

１　所掌事務

産業振興基本構想等の策定、創業支援、インキュベート施設、経済動向等の調査・統計及び分析、流通政策、経済団体との連絡調整、商工業の振興、中小企業の振興、特産品及び伝統工芸、那覇市伝統工芸館、那覇市ぶんかテンブス館、小口融資、農林水産業の振興、農業生産基盤の整備、農業委員会、畜産、漁港施設及び水産施設等の管理、水産業振興計画等の策定に関する事務等

２　予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金	1,618 万 2,000 円
沖縄県雇用再生特別事業費返還金	95 万円
定額給付金返還金	6 万 8,000 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

伝統工芸ふれあい広場事業負担金	107 万円
琉球水難救済会負担金	75 万円
沖縄県漁港漁場協会負担金	46 万 2,000 円

イ　補助金の主なもの

那覇市水産・観光国際競争力強化事業補助金	4,079 万円
那覇市青年就農給付金事業補助金	3,538 万 2,469 円
企業立地促進奨励助成事業補助金	746 万 2,222 円

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市ぶんかテンブス館の管理運営に関する協定	4,332 万 5,304 円
那覇市伝統工芸館の管理運営に関する協定	1,319 万 1,000 円
なは産業支援センター育成支援事業業務委託	1,167 万 8,000 円

(2) 工事及び設計委託の契約

伝統工芸館Ａ棟空調設備工事	1,470 万 8,520 円
伝統工芸館Ａ棟空調設備工事設計委託	71 万 2,800 円
インターネット回線工事	２万 304 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

那覇市ＩＴ創造館パソコン等機器一式の賃貸借料	512 万 6,940 円
複写機賃貸借及び保守料	53 万 8,036 円
タクシー使用料	41 万 2,402 円

(4) 修繕料の契約の主なもの

那覇市ＩＴ創造館昇降機修繕	108 万 7,560 円
那覇市ＩＴ創造館高圧気中開閉器取替修繕	38 万 8,800 円
那覇市ＩＴ創造館消防設備修繕	23 万 2,000 円

(5) 補償、補填及び賠償金の契約

ア　補償金

小口資金融資事業	252 万 1,057 円

イ　補填金

三重城小船溜まり係留施設補償事務	51 万 8,400 円

4　財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

安謝小船溜場施設用地	5,224.79 ㎡
	（うち、貸付等 2,030.42 ㎡）
那覇市ＩＴ創造館	2,080.48 ㎡
市民農園	1,203.00 ㎡
	（うち、貸付等 643.50 ㎡）

(2) 建物の主なもの

那覇市ＩＴ創造館	3,422.27 ㎡
那覇市ぶんかテンブス館	3,066.21 ㎡
那覇市伝統工芸館	1,356.06 ㎡

(3) 有価証券

株式会社沖縄産業振興センター株券	5,000 万円
株式会社サザンプラント株券	280 万円

(4) 出資による権利の主なもの
沖縄県信用保証協会出えん金　5億7,238万5,000円
沖縄県漁業信用基金協会出資金　4,280万円
沖縄県農業信用基金協会出資金　3,855万円
(5) 債権
地域総合整備資金貸付金（タイムスビル株式会社）
5億3,313万6,000円
那覇市小口資金融資貸付金　4,023万9,000円
(6) 物品
備品　3,299品(うち、重要備品 55品)
重要備品の主なもの
パソコン及び周辺機器（セキュリティネットワーク機器）
827万4,000円
パソコン（バックアップサーバー）　787万7,000円
放送機械（調光操作卓）　735万円

○なはまちなか振興課

1　所掌事務
中心商店街の活性化その他の商業の振興、なは商人塾運営管理、トイレ提供店舗支援事業、一万人のエイサー踊り隊助成事業、国際通りトランジットマイル助成事業、中心商店街にぎわい広場管理運営事業、頑張るマチグヮー支援事業、国際通り情報発信大型ビジョン活用事業、公設市場の基本政策及び管理、公設市場の管理運営、第一牧志公設市場再整備事業に関する事務等

2　予算の執行状況
(1) 未収金の主なもの
公設市場光熱水費実費徴収金（滞納繰越分）　273万3,961円
公設市場使用料（現年度分）　109万7,967円
公設市場使用料（滞納繰越分）　90万9,770円
(2) 負担金、補助及び交付金の支出
ア　負担金
特別管理産業廃棄物管理責任者講習会受講料　1万4,000円
イ　補助金の主なもの
国際通り多言語ＭＡＰ作成、ＮＡＨＡナビ掲載事業
654万3,000円
うちな～の「食文化・芸能文化」文化による活性化事業
489万7,000円
国際通りトランジットマイル助成金事業　200万円

3　契約事務の状況
(1) 業務委託契約の主なもの
マチグヮーのにぎわい事業業務委託　3,232万4,268円

公設市場設備管理業務委託　1,851万9,840円
第一牧志公設市場再整備基本計画策定支援業務委託
1,218万2,400円
(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの
牧志公設市場土地賃借料　2,392万1,712円
複写機賃貸借料　28万5,996円
タクシー使用料　3万7,310円
(3) 修繕料の契約の主なもの
第一牧志公設市場非常用照明取替修繕　75万6,000円
公設市場衣料部自動火災報知設備受信機取替修繕
59万7,240円
牧志公設市場衣料・雑貨部非常用照明取替修繕
51万5,700円

4　財産の管理状況
(1) 土地
商業者支援施設（にぎわい広場）　2,108.00㎡
公設市場（第一牧志）　1,774.29㎡
(2) 建物の主なもの
公設市場（第一牧志）　3,861.52㎡
（うち、貸付等1,353.80㎡）
公設市場（牧志・衣料部）　1,162.04㎡
（うち、貸付等213.43㎡）
公設市場（牧志・雑貨部）　713.39㎡
（うち、貸付等128.85㎡）
(3) 基金
那覇市頑張るマチグヮー支援基金　8,281万2,994円
(4) 物品
備品　376品(うち、重要備品　2品)
重要備品
大型ビジョン（LED本体112台）　2,681万2,800円
大型ビジョン（LEDスライドフレーム）　882万円

○観光課

1　所掌事務
観光及びコンベンションの振興、観光資源の活用及び開発、観光協会その他観光関係団体の指導育成、路上喫煙防止に関する事務

2　予算の執行状況
(1) 未収金
なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会事業負担金　240万円

（一財）沖縄観光コンベンションビューロー賛助会員会費　65万円

観光案内所「テンブス那覇」駐車場管理費　22万344円

イ　補助金の主なもの

観光案内所運営補助金　3,000万円

那覇市観光協会運営補助金　2,600万円

観光まちづくり整備補助金　2,560万4,338円

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

外国人観光客受入整備事業委託　2,605万6,016円

那覇市公衆無線ＬＡＮサービス提供モデル事業　1,944万円

屋外ブルペン及びグラウンド整備等業務委託　1,058万4,000円

(2) 使用料及び賃借料の契約

プロ野球春季キャンプに伴う沖縄県管理施設利用料　33万2,565円

複写機賃貸借料　27万4,098円

タクシー使用料　7万3,620円

(3) 修繕料の契約の主なもの

特殊車（メディアランナー）の修繕　38万3,616円

塁ベース等取替修繕　12万2,202円

奥武山多目的グラウンド防球ネット修繕　6万2,100円

4　財産の管理状況

(1) 土地

観光案内所(観光協会へ使用貸借)　貸付等323.41㎡

(2) 建物

観光案内所(観光協会へ使用貸借)　貸付等719.19㎡

(3) 物品

備品　482品(うち、重要備品　8品)

重要備品の主なもの

特殊車（メディアランナー）　6,206万5,500円

大型テント（プロ野球春季キャンプ用）　1,573万9,500円

放送機械（ＩＰ伝送装置　一式）　435万円

環境部

○環境政策課

1　所掌事務

環境基本計画、ＩＳＯ14001 の総括及び推進、ゼロエミッション（資源循環型社会をいう。）の推進、地球温暖化対策、屋上及び壁面緑化、部内総括に関する事務

2　予算の執行状況

(1) 未収金の状況

なし

(2) 負担金・補助及び交付金の支出

ア　負担金

那覇市地球温暖化対策協議会負担金	50 万円
おきなわアジェンダ 21 県民会議負担金	3 万円

イ　補助金

那覇市住宅用省エネ設備導入促進助成事業補助金	75 万円

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

ＩＳＯ14001：2015 年版移行コンサルティング業務委託	43 万 2,000 円
緑のカーテン推進事業緑化講習会業務委託(本庁地区)	16 万 8,480 円
緑のカーテン推進事業緑化講習会業務委託(真和志地区)	16 万 8,480 円

(2) 使用料及び賃借料の契約

複写機賃借料	20 万 4,900 円
タクシー使用料	6 万 3,850 円

(3) 修繕料の契約

車両車検	5 万 9,456 円
車両パンク修理	1,500 円

4　財産の管理状況

(1) 基金

那覇市環境保全・創造基金	746 万 2,740 円
那覇市一般廃棄物処理施設建設等基金	80 万 6,604 円

(2) 物品

備品　49 品（うち、重要備品 1 品）

重要備品

普通乗用自動車(電気自動車)	312 万 9,000 円

○廃棄物対策課

1　所掌事務

廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整、那覇市・南風原町環境施設組合、ごみ減量及び資源化、一般廃棄物処理施設等の整備計画、産業廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可等、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、排出事業者等に係る廃棄物の適正処理に関する事務等

2　予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

那覇市・南風原町環境施設組合管理運営負担金	18億4,695万1,000円
全国都市清掃会議会員費	19万円

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事業	7,886万9,770円
エコマール那覇プラザ棟内啓発推進事業委託	902万3,400円
「買い物ゲーム」による環境教育支援事業委託	270万円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

デジタル複合機賃貸借契約	13万6,681円
タクシー使用料	13万4,610円
パソコン機器賃貸借契約	6万9,012円

(3) 修繕料の契約

電気自動車の修繕	10万687円
法定36ケ月点検	3万2,940円

4　財産の管理状況

物品

備品55品（うち、重要備品１）

重要備品

普通乗用自動車	312万9,000円

○クリーン推進課

1　所掌事務

一般廃棄物に係る収集及び指導、ごみ搬入道路、ポイ捨て防止による環境美化促進、不法投棄防止、一般廃棄物（焼却される廃棄物等を除く。）の処理等、アシスト収集、持ち去り防止パトロール･指導、分別等出し方の指導、

一般廃棄物処理施設の維持管理及び公衆便所の維持管理に関する事務等

2　予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

クリーン推進課事務所維持管理負担金	302万7,839円
無線機維持管理	4万4,200円
安全運転管理者講習会負担金	1万3,500円

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

一般家庭ごみ収集運搬業務委託	9億3,208万6,000円
草木の再生処理業務委託	2,813万2,446円
那覇市汚水処理場･多目的広場維持管理業務委託	2,782万5,120円

(2) 工事及び設計委託契約の主なもの

エコマール那覇敷地内道路擁壁崩落復旧応急工事	1,490万4,000円
エコマール那覇敷地内道路擁壁崩落復旧応急設計及び工事監理業務委託	496万8,000円
汚水管路施設実施設計業務委託	453万2,760円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料	15万5,070円
デジタル複合機賃貸借契約	7万5,948円
国有財産土地等賃借	5万8,391円

(4) 修繕料の契約の主なもの

破砕ポンプ修繕	224万6,400円
排水路修繕工事	129万7,800円
トラックスケールデータ処理修繕工事	111万7,800円

(5) 補償、補填及び賠償金の契約

賠償金

車両物損事故賠償金	11万6,640円

4　財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

清掃工場埋立用地	9万1,410.11㎡ （うち、貸付等8,506.00㎡）
那覇市環境センター	6万1,112.00㎡ （うち、貸付等2万7,054.00㎡）
新汚水調整池	3,260.00㎡

(2) 建物の主なもの

エコマール那覇プラザ棟	3,711.47㎡

エコマール那覇リサイクル棟　2,649.00 ㎡
クリーン推進課汚水処理場　1,355.01 ㎡
(3) 物品
備品 315 品（うち、重要備品 58 品）
重要備品の主なもの
塵芥車（２ｔ級ハイブリッド：走行充電型）（４台）
各 1,674 万 7,500 円
塵芥車（２ｔ級ハイブリッド：外部充電型）（４台）
各 1,414 万 3,500 円
普通貨物自動車（ハイブリッド残渣運搬車）
1,039 万 5,000 円

○環境保全課

1　所掌事務
大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下及び悪臭に係る規制・監視及び指導、公害の苦情処理相談及び紛争の処理、自然環境の保全、その他環境保全、墓地・埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 条)、霊園及び公営墓地、那覇空港周辺地域における住宅騒音防止対策事業に関する事務

2　予算の執行状況
(1) 未収金
識名霊園納骨堂使用料（滞納繰越分）　31 万 7,510 円
(2) 負担金、補助及び交付金の支出
ア　負担金の主なもの
いなんせ斎苑建設償還金負担金　2,569 万 880 円
漫湖水鳥・湿地センター運営協議会負担金　500 万円
国場川水あしび負担金　45 万円
イ　補助金
住宅騒音防止対策事業補助金　4 億 9,337 万 2,676 円
水資源有効利用推進事業補助金　79 万 433 円

3　契約事務の状況
(1) 業務委託契約の主なもの
識名霊園管理業務委託　751 万円
公共用水域及び地下水の水質測定業務委託　626 万 4,000 円
有害大気汚染物質測定業務委託　437 万 4,000 円
(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの
タクシー使用料　20 万 3,140 円
施設賃貸借料(松尾測定局)　17 万 2,226 円
複写機賃借料　12 万 3,112 円

(3) 修繕料の契約の主なもの

識名霊園南納骨堂換気扇修繕	15万9,840円
公用車法定点検	3万2,940円
ＰＭ2.5圧力センサー修繕	2万8,728円

4　財産の管理状況

(1) 土地

霊園	3万9,228.00㎡
	（うち、貸付等1万1,880.28㎡）

(2) 建物の主なもの

納骨堂(那覇市民共同墓)	915.64㎡
納骨堂(南納骨堂)	718.24㎡
識名霊園管理事務所	177.31㎡

(3) 基金

那覇市公営墓地整備等事業基金	5,221円

(4) 物品

備品　165品(うち、重要備品 11品)

重要備品の主なもの

分析装置（一酸化炭素）	338万1,000円
普通乗用自動車（電気自動車）	311万8,500円
分析装置（窒素酸化物・浮遊粒子状物質複合型）	303万4,500円

○環境衛生課

1　所掌事務

狂犬病予防(畜犬登録等、狂犬病予防集合注射)、動物の愛護及び管理(ペットの適正飼育、犬猫の譲渡)、ハブ対策(那覇市ハブ対策条例に基づく市民の安全、生活環境向上)、あき地管理(那覇市あき地管理の適正化に関する条例に基づく指導)、そ族昆虫の駆除(感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律、そ族衛生害虫等の防除に関する相談・指導)に関する事務

2　予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金

全国動物管理関係事業所協議会負担金	2万5,000円

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

ハブ・衛生害虫等対策業務委託	1,079万9,988円

犬猫の抑留・収容及び処分に関する業務委託 1,047 万 7,000 円
飼い主のいない猫の捕獲・管理等業務委託　194 万 4,000 円
(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの
環境衛生課事務連絡用車賃借料　68 万 2,920 円
環境衛生課動物運搬用車賃借料　28 万 6,740 円
デジタル複合機賃借料及び保守業務　25 万 5,866 円
(3) 修繕料の契約の主なもの
車両修繕料　8 万 215 円
車検整備　3 万 4,111 円
レーザープリンター修繕料　2 万 7,000 円
(4) 補償、補填及び賠償金の契約状況
賠償金
車両物損事故賠償金　11 万 5,198 円

4　財産の管理状況
物品
備品 81 品（うち、重要備品２品）
重要備品
動物用麻酔器一式　110 万 7,000 円
軽乗用車　80 万 8,500 円

生涯学習部

○総務課

1　所掌事務
教育委員会の会議、教育委員会連合会等教育団体、教育に係る調査及び広報並びに教育行政に関する相談、学校規模の適正化及び適正配置、教育振興基本計画その他重要施策の策定及び推進、教育委員会に係る予算の編成及び決算の総括、教育委員会の組織・定数及び事務管理、規則及び訓令の公布及び公表、市費負担職員の任免・分限・懲戒・表彰及び服務その他身分取扱いに関する事務等

2　予算の執行状況
(1) 未収金
なし
(2) 負担金、補助及び交付金の支出
負担金の主なもの
沖縄県市町村教育委員会連合会負担金　102 万 7,457 円
中核市教育長会負担金　4 万 5,000 円
一般財団法人沖縄県社会保険協会加入負担金　3 万 2,500 円

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

人事評価システム運用保守業務	14万940円
産業廃棄物処理委託 (使用済蛍光管収集運搬及び処分)	8万7,985円
ｗｅｂ版備品管理システム及び 人事評価システム用サーバー保守業務	6万912円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料	29万2,410円
印刷機賃貸借料	17万8,848円
ｗｅｂ版備品管理システム及び 人事評価システム用サーバー賃貸借	9万3,312円

(3) 修繕料の契約

与儀公園内Ｄ-51補修作業	21万1,680円

4　財産の管理状況

物品

備品139品（うち、重要備品なし）

○生涯学習課

1　所掌事務

生涯学習の推進に係る企画・調査及び総合調整、生涯学習の推進に係る広報・啓発活動及び関連事業、社会教育に関する企画・調査及び総合調整、社会教育施設の設置及び廃止、社会教育関係団体の育成及び指導助言、育英事業、青少年問題の総合的施策に関する企画及び調査、青少年の健全育成、青少年施設の設置・管理及び廃止、青少年団体の育成に関する事務等

2　予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

西崎特別支援学校卒業生父母の会負担金	8万8,548円
大平特別支援学校卒業生父母の会負担金	7万3,170円
沖縄県社会教育委員連絡協議会負担金	4万2,000円

イ　補助金の主なもの

(公財)那覇市育英会運営補助金	343万4,000円
那覇市青少年健全育成市民会議補助金	252万2,000円
那覇市PTA連合会運営補助金	177万8,000円

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設(仮称)	
建設工事業務委託(実施設計)	5,157 万円
繁多川公民館指定管理事業	2,022 万 5,000 円
若狭公民館運指定管理事業	1,961 万 8,000 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

石嶺スポーツ文化プラザ用地賃借料	644 万 9,675 円
中央公民館、中央図書館敷地賃借料	91 万 8,804 円
繁多川公民館の印刷機賃貸借契約	30 万 4,920 円

(3) 修繕料の契約の主なもの

泊小学校地域学校連携施設天井扇風機取替修繕	9 万 2,340 円
開南小学校・地域学校連携室施設畳表替	7 万 5,600 円
曙小学校・地域学校連携施設天井扇修繕	5 万 5,350 円

4　財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

公民館(高良２丁目)	5,778.09 ㎡
公民館(繁多川４丁目)	1,514.00 ㎡
公民館（首里当蔵町２丁目）	1,120.80 ㎡

(2) 建物の主なもの

公民館（首里当蔵町２丁目）	2,662.93 ㎡
公民館（安里２丁目）	1,850.89 ㎡
公民館(字高良)	1,757.97 ㎡

(3) 出資による権利

(公財)那覇市育英会	1 億 2,217 万 7,000 円

(4) 物品

備品 632 品（うち、重要備品なし）

○市民スポーツ課

1　所掌事務

社会体育に関する企画・調査及び研究、社会体育施設の設置・管理及び廃止、スポーツ推進委員、社会体育関係団体の育成及び指導助言、レクリエーション、学校体育施設の開放、所管する公の施設等の管理運営に関する事務

2　予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

那覇浦添地区スポーツ推進委員協議会負担金	6 万 9,000 円
沖縄県スポーツ推進委員協議会負担金	6 万 8,465 円

第54回沖縄県スポーツ推進委員研究大会出席負担金
6万3,000円

イ　補助金の主なもの

2017ＪＲ九州ＣＵＰちびっこサッカーフェスティバル
55万4,000円

第48回全国ミニバスケットボール大会　53万430円

第19回全九州学童軟式野球西都原大会　49万7,800円

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

体育施設指定管理委託　8,277万6,338円

奥武山体育施設指定管理委託　8,122万6,780円

那覇市健康ウォーキング推進事業業務委託　893万9,720円

(2) 工事及び設計委託の契約状況

那覇市民体育館床改修工事　6,821万3,880円

奥武山野球場大屋根鉄骨部補修工事業務委託
（設計）　1,216万6,200円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

学校体育館清掃用モップ賃借料　191万8,080円

タクシー使用料　21万9,510円

コピーチャージ料　11万233円

(4) 修繕料の契約の主なもの

奥武山野球場スタンドクラック等修繕　126万3,600円

那覇市民体育館会議室屋根防水修繕　124万8,480円

那覇市民体育館トレーニング室屋上防水修繕　122万400円

4　財産の管理状況

(1) 土地

ゲートボール場　1,991.34㎡

(2) 建物の主なもの

野球場（内野スタンド）　9,956.12㎡

屋内運動場　3,235.87㎡

市民プール　1,009.99㎡

(3) 物品

備品1,692品（うち、重要備品27品）

重要備品の主なもの

大型テント　2,835万円

移動式バスケットボールゴール（３台）　各683万3,333円

移動式電光表示装置　358万4,400円

○施設課

1　所掌事務

教育施設に関する企画・調査及び研究、教育施設の建設（国・県補助事業、学校施設の設計・監理・工事、電気・機械・設備等の新増設）、学校施設の耐震補強、施設の維持補修工事、建築・土木関連の施設修繕、教育財産台帳（学校用地・公有財産台帳）の整備保存、学校施設の維持及び管理（警備・目的外使用許可及び災害共済を含む。）、学校用地（幼稚園用地を含む。）の取得・借用及び管理、施設の防災計画書の取りまとめ、課内庶務に関する事務等

2　予算の執行状況

(1) 未収金の状況の主なもの

学校施設環境改善交付金（中学校）	5億8,187万2,000円
学校施設環境改善交付金（小学校）	1億4,871万6,000円
沖縄県学校施設環境改善事業交付金（沖縄振興公共投資交付金）	1億900万5,000円

(2) 負担金・補助及び交付金

負担金の主なもの

沖縄地区防音事業連絡協議会負担金	12万9,000円
鉄骨コンクリート造耐震診断資格者講習・耐震技術者講習会	2万9,160円
沖縄県公立文教施設整備期成会負担金	2万円

3　契約事務の主なもの

(1) 業務委託契約の主なもの

安謝小学校外27校消防設備保守点検業務	610万8,320円
城東小学校外25校消防設備保守点検業務	514万5,118円
高良小学校外6校警備業務委託	503万5,452円

(2) 工事及び設計委託契約の主なもの

鏡原中学校校舎改築工事（建築1工区）	7億4,557万8,000円
鏡原中学校校舎改築工事（建築2工区）	6億5,311万8,681円
真和志小学校屋内運動場及び幼稚園園舎改築工事（建築）	3億8,745万1,613円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

土地賃貸借料（小学校）	1,128万3,264円
土地賃貸借料（小学校）	641万7,595円
土地賃貸借料（小学校）	576万7,692円

(4) 修繕料の契約の主なもの

開南小学校外6校変電設備整備修繕	960万9,806円
開南小学校外2校カーペット張替え修繕（小学校）	201万2,584円
開南小学校外2校カーペット張替え修繕（中学校）	188万5,136円

4　財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

小学校（安謝小学校外 34 校）	54 万 3,719.72 ㎡
中学校（安岡中学校外 16 校）	27 万 9,242.50 ㎡
学校用地（天久小学校用地 18,978 ㎡外 1 校）	1 万 9,230.50 ㎡

(2) 建物の主なもの

小学校（安謝小学校外 35 校）	266,946 ㎡
中学校（安岡中学校外 16 校）	135,182 ㎡
小学校（久茂地小学校校舎・屋内運動場等）	5,268 ㎡

(3) 物品

備品 170 品（うち、重要備品２品）

重要備品

小型貨物自動車	85 万 1,000 円
小型貨物自動車	75 万 9,900 円

○公民館（中央・小禄南・首里・石嶺・牧志駅前ほしぞら）

1　所掌事務

講座の開設、討論会・講習会・講演会・実習会・展示会・まつり等の開催、図書・記録・模型・資料等を備えその利用を図ること、体育・レクリエーション等に関する集会の開催、施設を市民の集会その他公共的利用に供すること、学習団体の育成、学習相談、広報（館報等）、公民館運営における市民との協働、公民館相互の連絡調整及び統括（中央公民館）に関する事務等

2　予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

さいおんスクエア管理組合負担金（牧志駅前ほしぞら公民館）	2,086 万 1,703 円
沖縄県公民館連絡協議会負担金（中央公民館）	13 万 6,600 円
那覇地区公民館連絡協議会負担金（　〃　）	11 万 2,000 円

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市公民館・図書館清掃業務委託（中央公民館）	1,419 万 9,840 円
那覇市公民館・図書館警備業務委託（　〃　）	1,088 万 5,900 円
特定建築物環境衛生管理（首里公民館）	128 万 5,200 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

石嶺公民館・図書館空調設備等賃貸借及び光熱水費削減保証サービス契約（石嶺公民館）	536 万 8,032 円

印刷機賃貸借契約（首里公民館）　29万5,488円
印刷機賃貸借契約（石嶺公民館）　24万6,240円
(3) 修繕料の契約の主なもの
非常用発電機取替修繕（石嶺公民館）　784万5,120円
非常用発電機電源ケーブル劣化修繕（　〃　）　112万196円
小禄南公民館図書館屋上手すり修繕（小禄南公民館）
110万7,000円

4　財産の管理状況
物品
中央公民館
備品303品（うち、重要備品なし）
小禄南公民館
備品400品（うち、重要備品1品）
首里公民館
備品479品（うち、重要備品なし）
石嶺公民館
備品381品（うち、重要備品なし）
牧志駅前ほしぞら公民館
備品387品（うち、重要備品3品）
重要備品の主なもの
プラネタリウム（ＧＯＴＯプロデューサーシステム）
（牧志駅前ほしぞら公民館）　832万5,000円
プラネタリウム（ＧＯＴＯ　Ｍ－１型）
（　〃　）　641万4,610円
望遠鏡（　〃　）　298万7,682円

○図書館：本館（中央図書館）、
分館（小禄南・首里・若狭・石嶺・繁多川・牧志駅前ほしぞら）

1　所掌事務
図書館奉仕、レファレンス及び読書相談、図書館資料の購入計画・選書・登録・除籍等、図書館資料の保存、障がい者のための資料収集及び宅配サービス、寄贈図書の受入、読書会等の読書推進事業の主催及び関係団体の支援、学校図書館等との図書館資料の相互貸借に関する事務等
なお、中央図書館は上記に加え、学校・社会教育関係団体等への視聴覚機材等の貸出、図書館コンピュータシステムの運営管理、統計及び広報、図書館業務の総括に関する事務等

2　予算の執行状況
(1) 未収金
なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金

沖縄県公共図書館連絡協議会負担金	7万5,000円
日本図書館協会負担金	5万円

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

清掃業務委託（図書館分）	1,064万9,880円
公民館・図書館警備業務委託(図書館分)	989万600円
新刊全件マーク作成業務	270万円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

那覇市図書館コンピュータシステム	1,314万1,800円
中央・ほしぞら・首里図書館複写機賃貸借契約	47万3,760円
小禄南・若狭・石嶺・繁多川図書館複写機賃貸借契約	40万4,067円

(3) 修繕料の契約の主なもの

中央図・公民館屋上配管更新及び便器等修繕	103万6,800円
繁多川図・公民館高圧引込開閉器取替修繕	44万899円
繁多川図書館空調機ガス漏れ修繕	39万7,440円

4　財産の管理状況

物品

中央図書館

備品330品（うち、重要備品１品）

小禄南図書館

備品198品（うち、重要備品なし）

首里図書館

備品200品（うち、重要備品なし）

若狭図書館

備品181品（うち、重要備品なし）

石嶺図書館

備品313品（うち、重要備品１品）

繁多川図書館

備品225品（うち、重要備品２品）

牧志駅前ほしぞら図書館

備品230品（うち、重要備品１品）

重要備品の主なもの

集密書架一式［石嶺図書館］	375万2,400円
16ミリフィルム自動検査機［中央図書館］	243万5,000円
集密書架（移動書架）［繁多川図書館］	242万円

学校教育部

○学校教育課

1　所掌事務

学校の経営に関する指導助言、学校教育に関する企画・調査及び研究、学校の設置及び廃止、学校環境の衛生管理、県費負担教職員の研修、県費負担教職員の免許、任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分取扱、小中一環教育、学校教育部に係る総合調整に関する事務等

2　予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

団体負担金（共済負担金小学校）	929万7,615円
団体負担金（共済負担金中学校）	422万3,960円
那覇地区中学校文化連盟主催事業運営負担金	114万7,410円

イ　補助金の主なもの

那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金	362万3,400円
県外派遣選手費補助金（第34回九州小学校バンドフェスティバル）	119万8,000円
県外派遣選手費補助金（第61回九州吹奏楽コンクール）	96万2,800円

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

定期健康診断（小学校）	4,638万8,390円
定期健康診断（中学校）	2,202万3,338円
産業廃棄物処理業務（粗大ごみ等・小学校）	450万5,765円
室内化学物質濃度測定業務（小学校）	60万6,528円
ダニ又はダニアレルゲン検査業務（小学校）	44万9,064円
室内化学物質濃度測定業務（中学校）	30万3,264円
ダニ又はダニアレルゲン検査業務（中学校）	16万3,296円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

学校保健室用パソコン一式賃貸借（小学校）	159万7,092円
タクシー使用料	103万9,060円
学校保健室用パソコン一式賃貸借（中学校）	84万2,904円

(3) 修繕料の契約

公用車の修繕料	5万5,166円
オージオメーター修繕（小禄小）	2万4,840円

4　財産の管理状況
物品
備品 128 品（うち、重要備品なし）

○教育相談課

1　所掌事務
不登校に関する調査及び研究、不登校対策に係る学校への指導・助言及び支援、適応指導教室、青少年の街頭指導、青少年の継続指導、教育相談（メンタルヘルスを含む）、子どもの貧困に関する学校との連携支援及び登校支援に関する事務

2　予算の執行状況
(1) 未収金
なし
(2) 負担金、補助及び交付金の支出
ア　負担金の主なもの

那覇地区少年補導員協議会	25 万 5,265 円
小禄・豊見城地区少年補導員協議会	20 万 5,770 円
沖縄県適応指導教室連絡協議会会費	1 万円

イ　補助金

那覇市青少年指導員連絡協議会	12 万円

3　契約事務の状況
(1) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料	443 万 9,570 円
子ども寄添支援員執務室賃貸借契約	374 万円
事業用建物賃貸借契約	255 万 6,000 円

(2) 修繕料の契約の主なもの

むぎほ学級天井埋め込み型換気扇取付工事	7 万 200 円
エアコンクリーニング	6 万 7,500 円
パソコン専用電源増設工事他 1 件	5 万 9,443 円

4　財産の管理状況
物品
備品 268 品（うち、重要備品２品）
重要備品

普通乗用自動車	222 万 1,000 円
普通乗用自動車	109 万 7,000 円

○学務課

1　所掌事務

児童及び生徒の就学、通学区域の設定及び改廃、在籍調査及び学校基本調査、教科用図書の無償給与、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、特別支援学級就学奨励費、学校物品の調達及び管理に関する事務

2　予算の執行状況

(1) 未収金

返納金	4万7,150円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金

小学校簡易無線局電波利用料	4万4,400円
中学校簡易無線局電波利用料	2万4,000円

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市立真和志中学校備品運搬委託業務	44万2,000円
新入学就学通知書印刷委託業務	37万5,860円
新入学隣接校希望申請票印刷委託業務	37万5,536円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

平成26年度小中学校印刷機賃貸借契約	265万8,096円
H27那覇市立小中学校及び施設課公用車の賃貸借契約	265万4,532円
Ｗｅｂ版備品管理システム用ＰＣ機器賃貸借契約	224万5,320円

(3) 修繕料の契約の主なもの

教室用机修繕契約（小学校・西地区）	89万7,940円
教室用机修繕契約（小学校・東地区）	86万5,040円
教室用机修繕契約（中学校・北地区）	81万2,000円

4　財産の管理状況

物品

備品　75品（重要備品なし）

○学校給食課

1　所掌事務

学校給食に係る企画、調査、研究及び統計、学校給食の民間委託、学校給食施設の設置及び廃止、学校給食の運営指導、学校給食センターの庶務の総括、その他給食施設、備品の整備、学校給食センターの管理運営、給食費の執行、賄材料の調達及び検収、献立の作成及び栄養に関する業務等、調理及び運搬等、その他学校給食センターの設置目的を達成するために必要な事業

に関する事務等

2　予算の執行状況

(1) 未収金の状況

沖縄県学校施設環境改善事業交付金（中学校）
5,492万2,000円

沖縄県学校施設環境改善事業交付金（小学校）831万8,000円

(2) 負担金・補助及び交付金

負担金

沖縄県学校給食研究協議会負担金　11万1,010円

沖縄県学校給食共同調理場連絡協議会負担金　2万9,505円

3　契約事務の主なもの

(1) 業務委託契約の主なもの

古蔵学校給食センター調理業務委託　3,190万6,863円

大名学校給食センター調理業務委託　3,190万5,965円

銘苅学校給食センター調理業務委託　3,184万7,360円

(2) 工事及び設計委託契約の主なもの

鏡原中学校校舎改築工事（建築２工区）　1億450万1,319円

鏡原中学校校舎改築工事（空調その２）　3,012万6,465円

上間小学校及び幼稚園改築工事（建築）　2,881万9,800円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

土地賃貸借　593万1,162円

厨房機器食器洗浄機外１件の賃貸借契約（小禄）
478万8,000円

食器類賃貸借契約（首里及び小禄）　340万4,592円

(4) 修繕料の契約の主なもの

小禄学校給食センタープレハブ冷蔵庫入替事業
205万2,000円

小禄学校給食センターオイルタンク取替修繕　97万2,000円

真和志学校給食センター給水管直結配管修繕　71万4,960円

4　財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

給食センター・調理場（真和志）　1,749.00㎡

給食センター・調理場（小禄）　1,233.15㎡

給食センター・調理場（真和志）　1,009.00㎡

(2) 建物の主なもの

給食センター・調理場（真和志）　1,176.17㎡

給食センター・調理場（首里）　1,039.25㎡

給食センター・調理場（小禄）　968.00㎡

(3) 物品

学校給食課

備品150品（うち、重要備品126品）

首里学校給食センター
備品 865 品（うち、重要備品 105 品）
小禄学校給食センター
備品 417 品（うち、重要備品 61 品）
真和志学校給食センター
備品 506 品（うち、重要備品 54 品）
重要備品の主なもの

トレー洗浄機（真和志）	2,835 万円
システム食器洗浄機（天久）	2,438 万 1,000 円
トレー洗浄付食器・食缶洗浄機（大名）	2,322 万円

○教育研究所

1　所掌事務
教育に関する専門的・技術的事項の調査及び研究、教育関係職員の研修、教育に関する情報の提供・収集及び広報、情報教育の推進、ＯＡ推進業務、その他教育研究所の設置目的を達成するために必要な事務

2　予算の執行状況
(1) 負担金、補助及び交付金の支出
負担金の主なもの

全国教育研究所連盟負担金	２万円

3　契約事務の状況
(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市教育用ネットワーク運用業務委託	1,625 万 1,840 円
平成 28 年度標準学力調査（小学校）業務委託	369 万 5,616 円
平成 28 年度標準学力調査（中学校）業務委託	363 万 7,620 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

学校教育用ＰＣ機器等の賃貸借契Ⅱ	2,089 万 9,296 円
学校教育用ＰＣ機器等の賃貸借契Ⅲ	2,083 万 6,560 円
那覇市立全中学校教育用コンピュータ（普通教室・図書室）機器等の賃貸借契約	2,067 万 1,560 円

(3) 修繕料の契約の主なもの

大道小学校 18 号棟２階普通教室修繕	717 万 3,360 円
大道小学校 18 号棟２階普通教室修繕（電気幹線）	128 万 5,200 円
大道小学校 18 号棟２階普通教室修繕（空調移設）	127 万 4,400 円

4　財産の管理状況
(1) 著作権
那覇教育史（資料編）

那覇教育史（写真集）
那覇教育史（通史編）
(2) 物品
備品 133（うち、重要備品１品）
重要備品
カラー複合機　162 万 7,500 円

選挙管理委員会

1　所掌事務
選挙人名簿の調製、縦覧、閲覧及び保管、選挙権及び被選挙権の資格調査、告示、直接請求、訴訟及び異議申出、選挙の公営、選挙啓発、選挙運動及び政治活動、選挙の諸証明、投票区、投票所等の設定及び改廃、各種選挙事務の管理執行、検察審査員候補者選定、最高裁判所裁判官国民審査の事務等

2　予算の執行状況
(1) 未収金
なし
(2) 負担金、補助及び交付金の支出
ア　負担金の主なもの

沖縄県都市選挙管理委員会連合会分担金	８万 800 円
全国市区選挙管理委員会連合会分担金	７万 3,100 円
九選連総会(那覇市)出席負担金	１万円

3　契約事務の状況
(1) 業務委託契約の主なもの

ポスター掲示場業務委託（県議選･Ａ地区）	700 万 9,200 円
ポスター掲示場業務委託（県議選･Ｂ地区）	672 万 9,480 円
ポスター掲示場業務委託（参議院選･Ｂ地区）	225 万 7,632 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

洋上ＦＡＸ賃借料	224 万 4,240 円
期日前投票所設営物資賃借料（県議選）	51 万 8,615 円
期日前投票所設営物資賃借料（参議院選）	50 万 1,724 円

(3) 修繕料の契約

投票箱・記載台修理	４万 4,604 円
計数機の点検・修理	３万 2,400 円

4　財産の管理状況
物品
備品 1,399 品（うち、重要備品３品）
重要備品

ソフトウエア(開票集計システム)	158 万 5,500 円
国民審査集計機(1)	135 万 9,600 円
国民審査集計機(2)	135 万 9,600 円